

京公審答申第22号
平成8年1月17日

京 都 府 知 事
荒 卷 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成7年6月15日付け7河第14-141号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について実施機関が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 7 年 4 月 2 7 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 6 3 年京都府条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「南区東九條 4 0 番地建造物除去に係る立ち退き料算定基礎資料」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 同年 5 月 1 1 日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として、「鴨川陶化橋上流域対策に係る移転見舞金支給要項（別記様式を除く。）」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、積算方法及び単価の部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件非公開部分を公開しない理由は、条例第 5 条第 6 号に該当するためとした。
- 4 本件公文書について本件非公開部分を除き、同年 5 月 1 5 日、異議申立人の閲覧に供するとともに、その写しを交付した。
- 5 同年 6 月 1 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 鴨川陶化橋上流域環境整備事業について

実施機関は同事業の対象を河川敷地の不法占有者及び河川法違反の物件の所有者とみるが、それは存在理由の一方的説明であり、認め難い。また、河川区域であれば、河川法に基づき民有地であっても工作物の新築等の許可を受けなければならないが、現に許可なしに建築されている物件もあり、河川敷地物件の不拡大の徹底はなされていない。長年、行政が続けてきた怠慢を解決させようとする同事業に関する実施機関の説明は抜本的解決に取り組んでいるという具体的説明がなく、説得力に欠けるものである。

2 条例第5条第6号に該当しないことについて

(1) 府は条例の前文で「府が保有する情報の公開は、府民の府政への信頼に基づくより積極的な府政への参加を促し、豊かな地域社会の形成を図る上で基礎的な条件である。」と述べている。これは原則公開を認めているところであり、条例第5条各号を非公開理由とする実施機関の判断は不当である。

(2) 実施機関は「全部公開」すれば「当該事業の適切な執行に著しい支障が生じる」と説明するが、この様な従来型の行政独特の臆病で消極的な事業展開が地域での不透明感を醸成させる原因となり、結果として当該事業の遅延行為に加担するものである。移転に係る情報を明らかにすることにより、むしろ住民間の疑心暗鬼が除去でき、事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生み出すようなことはない。

また、本件公文書は異議申立人自身が対象者である見舞金の支給要項であり、公開することにより、当該見舞金制度自体の円滑な運用を妨げるものではない。

(3) 実施機関は「条例制定の理念を尊重し・・・」と述べているが、「尊重」とは「公開」を意味し、いかなる情報も請求の対象となり公開することにより意思の疎通が図られるのである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び同機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、概ね次のとおりである。

1 鴨川陶化橋上流域環境整備事業について

京都市南区の陶化橋の上流の鴨川右岸の河川敷（国有地）には堤防に沿って多くの建物等が存在している。これらの建物等は、その多くが昭和30年

代前後に建てられたもので、居住者の大部分は在日韓国朝鮮人である。

これらの建物等が河川法違反の物件であり、同法に基づく処分により除却を図るべきであるが、この問題は、総合的な対策が必要であるという認識から平成4年4月には国（建設省）、京都府及び京都市の三者により鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部を設置し、現在、抜本的解決に取り組んでいる。

本事業は、河川敷地居住者を受け入れることのできる公営住宅を建設し、入居斡旋を進め、また、移転に際しての費用と物件除却費用の一部を助成することによりその自主的移転を促進し、移転後は、河川改修事業を導入して河川の治水安全性を高めるとともに環境面にも配慮した整備を行うものである。このうち、移転見舞金の支給は、本環境整備事業に関する国・京都府・京都市の役割分担の中で、府の担当事務となっている。

現在、占有物件は面積で20%強の除却が完了しており、公営住宅の建設については、第1棟の本体工事を実施中である。今後も除却の進捗に合わせ事業を進めている予定である。

2 本件公文書について

本件公文書は、河川敷地居住者の移転に際しての費用と物件除却費用の一部を助成するため、府が作成した移転見舞金支給要項であり、移転見舞金支給額の上限を算定する方法を定めたもので、額の決定に当たり一定の裁量を残すものとなっている。

3 条例第5条第6号に該当することについて

本件非公開部分は、支給額の上限を算定するための、単価、算定式及びその算定式を用いる条件を具体的に示したものであるが、これを公開すると、支給額の上限が当然支給されるかのように受け取られるおそれがある。また、他から窺い知れる情報と組み合わせ、一定の金額の算定が可能となることからその比較により見舞金の額の多寡について誤解を生むおそれがある。

これらは、自主的移転への理解を得るという本移転見舞金制度の本旨を損なう原因となり、ひいては鴨川陶化橋上流域環境整備事業に対する基本的理解が失われ、当該事業の適切な執行に著しい支障を生じるおそれがある。

なお、条例に基づく公文書の公開、非公開に決定は、条例第5条各号の規定により判断するもので、請求者のいかにかわるものではない。このことは、請求者が対象者である公文書であっても同様である。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報は、条例第5条第6号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、鴨川陶化橋上流域の河川敷地占有者等の移転等に要する経費の一部を見舞金として支給する場合に、その上限を算定する方法を定めたものであり、見舞金事務を担当する府が作成した移転見舞金支給要項である。本件非公開部分は、この上限額を算定するための、単価、算定式及びその算定式を用いる条件を具体的に示した部分である。

(2) 条例第5条第6号後段について

条例第5条第6号後段は、公開することにより、府若しくは国等が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある情報が記憶されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件公文書がその算定方法を定めている移転見舞金は、河川敷地占有者

の自主的移転を促進するために新たに設けられたものであり、名称はともあれ、占有者が移転に際して支給される唯一の公的資金といえるものである。移転は占有者にとって従来 of 生活基盤を清算し、今後の生活の基礎を築くことであり、大きな不安を伴うことは良く理解されるところである。

このため、事業実施主体には、移転対象者の生活実態を十分に考慮して見舞金の支給に当たることが求められるが、その額を決定する要因をルール化された算式によって評価することは極めて困難であることもまた容易に伺えるところである。

従って、本件公文書においては、公金支出の限度額を客観化するために、その額を一定の算式によって導出できるようにし、その範囲内で個別の事情を考慮した見舞金額を決定する方法をとっており、ここに実施主体の裁量を認めたものとなっている。

このような見舞金の役割やその額の決定方法をみると、本件非公開部分を公開した場合、独自に解釈された要因を基に算定された額が当然支給されるかのように受けとられ、実施機関が見舞金の決定に際して適切に裁量を行行使することに支障が生じ、移転の実態等を考慮した見舞金の支給が困難となって、自主的移転を促進するという当該事務の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。また見舞金事務は、国、府、市の三者の共同事業としてとらえられる鴨川陶化橋上流域環境整備事業の中で重要な役割を果たしており、見舞金事務の支障は同事業の公正かつ適切な執行にも著しい支障を生じるおそれを与えるものと考えられる。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。